

ご確認ください

令和4年度の固定資産税について

●問い合わせ先 税務課 固定資産税班 ☎(248)1114

令和3年度にコロナ減免の申請をした人へ

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が一定以上減少した中小事業者などに対して、事業用家屋および償却資産に係る固定資産税を2分の1または全額軽減しました。

しかし、令和4年度はこの軽減措置の適用がなくなり本来の税額に戻ります。

土地の固定資産税に対する特例措置が変わります

宅地の固定資産税は、地価の上昇により評価額が急激に上昇しても、税額は緩やかに上昇していく負担調整措置がとられています。

しかし、令和3年度の固定資産税は、新型コロナウイルス感染症による納税者の負担感に配慮し、この措置の対象となっている土地は令和2年度税額に据え置くという特例措置がとられました。この措置は令和3年度限りの特例のため、対象の土地の税額は令和

4年度から緩やかに上昇することになります。

ただし、今なお事業者は厳しい経済状況に直面していることから、商業地などの土地については、令和4年度に限り本来の負担調整措置よりもさらに緩やかに税額が上昇する特例措置がとられます。

なお、この特例措置は、地価の上昇により評価額が上昇した土地が対象となります。地目が変わった、土地の形状が変わったなどの場合は税額が上がることがあります。

審査申出にも特例措置

令和3年度特例措置の対象となった土地の価格については、令和3年度の納税通知書を受け取った日から15カ月を経過する日までは審査申出をすることができます。(通常は3カ月)

一度確認を

令和4年度の納税通知書は6月上旬に発送予定です。届いたら内容の確認をお願いします。

免除制度がありません

退職(失業)による国民年金保険料の特例免除制度

●問い合わせ先 保険年金課 ☎(248)1275



厚生年金に加入していた人が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、国民年金の第1号被保険者になる手続きを行ない、保険料を納めることになりません。

一方、保険料を納めることが経済的に困難な人には、申請によって保険料の納付を免除される制度があり、退職(失業)した年の翌々年の6月までの期間について、特例免除制度を利用できます。退職には自己都合退職も含まれます。この特例免除では、通常は審査の対象となる本人の所得を除外して審査を行いません。また、被扶養配偶者だった人も、配偶者が特例免除に該当すれば、同時に免除申請をすることで、免除が認められます。ただし、世帯主などに一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

▼手続きに必要なもの

- ①年金手帳や基礎年金番号通知書など基礎年金番号がわかるもの、またはマイナンバーが確認できる書類
- ②失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票など)

▼申込場所
保険年金課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、須屋支所、泉ヶ丘支所

保険料の免除・猶予期間がある人へ追納をおすすめします

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、これらの期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができる追納制度があります。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

▼申込場所

熊本西年金事務所
☎(355)3261

令和4年度から

国民健康保険税が改正されます

●問い合わせ先 税務課 市税班 ☎(248)1114

税制改正により、令和4年度から次の2点が変更になりました。6月中旬に納税通知書を送付しますのでご確認ください。なお、税率の変更はありません。

① 世帯当たりの課税限度額(上限額)の引き上げ



| | | | |
|---------|------|--------|------|
| 医療給付費分 | 63万円 | ⇒ | 65万円 |
| 高齢者支援金分 | 19万円 | ⇒ | 20万円 |
| 介護納付金分 | 17万円 | (改正なし) | |

…40歳～64歳の人が対象

② 未就学児に係る均等割額の減額

子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児(6歳に達する日以後の3月31日までの間にある人)に係る均等割額の2分の1を減額します。

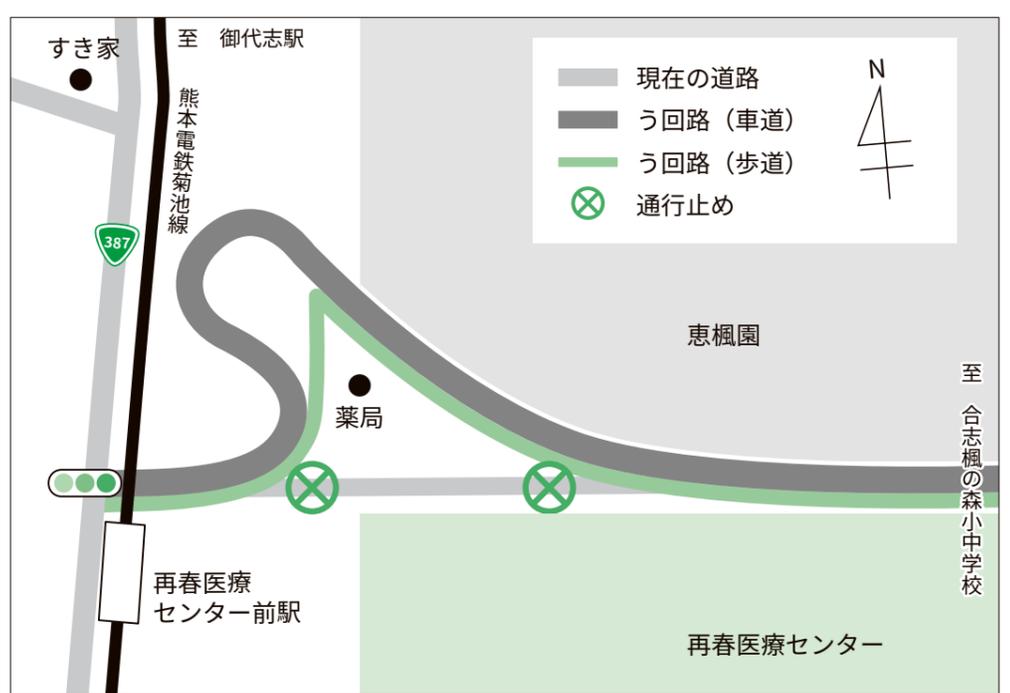
| 軽減割合 | 均等割額(医療給付費分+高齢者支援金分) | |
|--------|----------------------|---------|
| | 法定軽減後 | 未就学児減額後 |
| 軽減なし世帯 | 34,000円 | 17,000円 |
| 7割軽減世帯 | 10,200円 | 5,100円 |
| 5割軽減世帯 | 17,000円 | 8,500円 |
| 2割軽減世帯 | 27,200円 | 13,600円 |

※未就学児1人に係る均等割額(年税額)

道路交通情報

恵楓園南側の道路が仮設う回路通行となります

●問い合わせ先 土地区画整理室 ☎(248)1166



道路工事のため、う回路通行となります。急カーブとなるため走行にはご注意ください。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

▶とき
6月上旬～
令和5年3月
(予定)

※再春医療センターの出入口については誘導員および看板などのご案内します